

別府市医師会訪問看護ステーション重要事項説明書

本重要事項説明書は、別府市医師会訪問看護ステーションと利用者が契約書を締結する際の重要事項を記載した説明書です。

1. 事業所の概要

事業所名	別府市医師会訪問看護ステーション
所在地	別府市上田の湯町 10 番 5 号
電話番号	0977-25-5051
設置主体	一般社団法人 大分県別府市医師会
開設年月日	平成 7 年 9 月 1 日
事業所番号	4460290192
サービス提供地域	別府市

2. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号	0977-25-5051 / 0977-23-0151
担当者	管理者 宮本 麻由美

3. 職員体制

職名		職種	主な業務内容	勤務体制
管理者	1 名	看護師	管理業務全般	常勤
訪問看護師	常勤換算 2・5 人以上	看護師	訪問看護	常勤・非常勤
事務職員	常勤 1 名	事務	事務全般	常勤

4. 営業時間

営業時間	月曜日～土曜日 8 時 30 分～17 時 15 分 但し、日曜日、国民の祝祭日・12 月 29 日～1 月 3 日は休み
備考	緊急時訪問体制・休日も必要時は訪問 (同意者のみ対応)

5. サービスの内容

- ・一般状態の観察チェック
- ・バイタルサインのチェック
- ・リハビリテーション
- ・ターミナルケア
- ・カテーテルの管理
- ・褥瘡の予防と処置
- ・清潔の保持
- ・療養生活に対する相談、支援、アドバイス
- ・食事、排泄等に対する援助、管理
- ・認知症患者の看護
- ・主治医の指示による医療処置
- ・その他

・サービスは別添の「訪問看護計画書」に沿って、計画的に提供します。

6. 利用者負担金

利用者の方から頂く利用料金は、下記のとおりです。

サービス提供時間	利用料金	利用者負担金
20 分未満	円	円
30 分未満	円	円
30 分以上 1 時間未満	円	円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	円	円

(1) 上記は介護保険・医療保険の法定利用料に基づくものです。

- (2)上記にサービス提供体制加算 60 円が介護保険のみ追加されます。(利用者負担 6 円が追加)
- (3)医療保険で訪問看護サービスを利用の場合、交通費を 1 回につき 110 円頂きます。
- (4)医療保険で休日・祝日・営業時間外に訪問する場合は、1 回 2200 円頂きます。
- (5)エンゼルケア（死後の処置等）は 5500 円頂きます。
- (6)介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を越える場合を含む)には、全部、自己負担になります。又、介護保険外のサービスになる場合には、居宅介護支援専門員から説明の上、利用者の同意を得ることになります。
- (7)早朝(午前 6 時～8 時)夜間(午後 6 時～10 時)は 25%・深夜(午後 10 時～午前 6 時)は 50%加算となっております。時間外の対応についてはご相談下さい。
- (8)利用者負担金は、毎月月末締めで集計し翌月 10 日以降に、訪問時に担当訪問看護師が自己負担金の金額を集金させて頂くか、振り込みでもお支払い頂けます。
- (9)利用料金を 3 ヶ月以上滞納し、催告にもかかわらずこれが支払われない場合は、契約解除となります。

7.キャンセル

利用者がサービスの利用を中止する場合は、速やかに次の連絡先までご連絡下さい。

連絡先 別府市医師会訪問看護ステーション 担当者 宮本 麻由美
電話番号 0977-25-5051 / 0977-23-0151

- (1)利用者の都合でサービスを中止する場合は、できるだけ利用の前日までにご連絡下さい。
- (2)キャンセルの連絡なく訪問し、不在又は中止を申し出られた場合には、所定の利用料を頂く事となりますのでご了承下さい。但し、利用者の容態の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合には、キャンセル料は不要です。

8.苦情処理

事業所は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置し、適切に対応しています。

連絡先 別府市医師会訪問看護ステーション 担当者 宮本 麻由美
電話番号 0977-25-5051/0977-23-0151

9.事故発生時の対応

事業所は、その提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、担当の介護支援専門員等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

緊急時連絡体制

訪問看護を実施中に、利用者の病状の急変、緊急事態が生じた時は、速やかに利用者に対し応急処置を講ずると共に、下記に連絡します。

- ①緊急事態発生時の担当者が対応
- ②主治医に連絡し指示を受けて対応

- ③訪問看護ステーション連絡 管理者へ報告
- ④連絡方法は電話
- ⑤家族が不在の場合は、事業所から家族の緊急連絡先へ連絡し、現況を伝える。
- ⑥担当の介護支援専門員へ連絡

※ 緊急時の連絡体制、対応体制をとっています。利用については契約に基づきます。